

同窓会大学院科目等履修支援金 募集要項

聖隷クリストファー大学同窓会では、同窓生が大学院へ進学することで、修了後教員や研究者になったり、職場でのリーダー的役割を担ったりすることに繋がり、母校や医療福祉教育の発展に寄与することを期待しています。

そこで科目等履修を進学の第一歩として捉え、同窓会として履修料に対して支援することで大学院入学を促進したいと考え、支援金を支給します。この趣旨を理解し給付を希望する希望者は、下記事項を確認し申請してください。

1. 受給資格

当該支援金を受けたことのない同窓生で、大学院の科目等履修を行うもの。但し一人一科目まで。同窓会費未納者は応募不可（申請時に納入可）。

※2024年度以降の科目等履修が対象

2. 支給額

履修料と同額を支給する（下記参照）。

	1科目あたり (2単位科目の場合)
博士前期課程 共通科目	54,000円
看護学研究科博士前期課程 科目	60,000円
リハビリテーション科学研究科博士前期課程 科目	60,000円
社会福祉学研究科博士前期課程 科目	50,000円

※出願料（3,000円）は含まない

3. 提出書類

下記書類をPDFデータにて事務局（キャリア支援センター）へ提出したものに給付する。

①聖隷クリストファー大学大学院科目等履修支援金 申請書

②科目等履修手続き修了証のコピー（スキャンデータ）

なお様式①は同窓会HPにてダウンロードできます。

4. 支援金振込について

上記書類提出後、1ヶ月以内に指定口座へ振り込みます。

5. 給付を受けた者の義務

Semester終了後1ヶ月以内（4・10月）に、「授業の感想」と「業務にどう生かしたか」について400-600字程度の文章（書式任意）でメールにて提出してください。提出された文章は同窓会報やホームページで公表されます。このことを了解した上で申請してください。

提出先：career@seirei.ac.jp

6. 注意事項

- ①受給者が次の項目のいずれかに該当すると認められる場合は、給付を取り消し、支援金の返還を命ずることがあります。
- ・虚偽の申請により、不正に給付を受けたと認められるとき。
 - ・当該科目の単位が取得できなかったとき
 - ・その他、同窓会会長が適当でないと認めたとき
- ②大学院に入学し、修得した単位を単位認定した場合、単位修得にかかった履修料は授業料から減免されます。本支援金を受けた場合でも適用されます。

以上